

令和元年度第1回
荒川区子ども・子育て会議会議要録

日時：令和元年8月27日（火）午後1時30分～午後3時30分
会場：サンパール荒川 第2・第3集会室

長島副会長 それでは、定刻となりましたので、令和元年度第1回荒川区子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日は、会長の丸島委員がご欠席ですので、私、長島が司会をつとめさせていただきます。よろしくお願いいたします。

新たに医師会のほうから金子委員が就任されました。自己紹介をよろしくお願いいたします。

金子委員 荒川区医師会からまいりました金子と申します。前任の春田理事から変わって、学校保健担当理事である私が参加させていただくことになりました。今後ともよろしくお願いいたします。

長島副会長 よろしくよろしくお願いいたします。

委員名簿、席次表につきましては、席上に配付してございますので、ご確認ください。

本日、出席者18名、欠席者2名で、丸島委員と高橋委員がご欠席の連絡をいただいております。

また、事務局の職員の異動がありましたので自己紹介をお願いしたいと思います。

矢代児童青少年課長 子育て支援部児童青少年課長の矢代でございます。この4月から拝命させていただきました。よろしくお願いいたします。

浦田保育課長 4月から保育課長を拝命いたしました浦田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

野村保育調整担当課長 4月から保育課保育調整担当課長に着任いたしました野村と申します。よろしくお願いいたします。

三枝教育部長 教育部長の三枝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

飯田教育センター所長 4月より教育センター所長を拝命しました飯田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

長島副会長 以上ということになります。

それから、会議録作成のために、会議については録音させていただきます。会議録につきましては、委員の皆さんにご確認いただいた後、会議資料とともに区のホームページに掲載させていただきます。

それから、荒川区の子ども・子育て会議運営要綱に基づきまして、この会議は傍聴を許可してございます。傍聴希望者がいらっしゃれば、入場させてよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

長島副会長 ありがとうございます。それでは、傍聴希望者の入場をよろしくお願いいたします。

〔傍聴者入場〕

長島副会長 それでは、議事に入る前に、まず配付資料の確認と今年度の会議につきまして、事務局からよろしくお願いいたします。

伊藤子育て支援課長 それでは、本日お配りしております資料は、席次表、そして、委員名簿、次第、資料1から資料5 - 2となっております。もしお手元の資料に不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

また、今年度の会議でございますが、荒川区子ども・子育て支援事業計画の改定のため、年3回から4回の会議を想定してございます。どうぞよろしく願いいたします。

長島副会長 配付資料につきまして、よろしいでしょうか。お手元にご確認いただければと思います。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

次第に沿って進めてまいりたいと思います。

議事の1、平成31年度放課後児童事業の実施状況について、事務局よりお願いいたします。

矢代児童青少年課長 それでは、放課後児童事業の実施状況についてご説明申し上げます。

まず、学童クラブ事業でございます。共働き世帯の増加等により、学童クラブの利用申請児童数及び在籍児童数ともに中長期的に見て増加傾向にあることから、引き続き供給体制の確保に取り組んでいるところでございます。

平成31年4月1日現在で、学童クラブ数は区内で26施設、在籍児童数は1,497名でございます。

次に、放課後子ども教室事業でございます。こちらにつきましては、平成28年度に区立小学校全24校での放課後子ども教室の開設が完了しており、全校で放課後の安全・安心な居場所が整っている状況でございます。

登録児童数は4,588名でございます。

次に、放課後子ども総合プラン事業でございます。先ほどご説明申し上げました学童クラブと放課後子ども教室を一体的に整備・運営し、両事業を利用する児童が体験プログラムなどを一緒に参加できる環境を整え、交流を図るものでございます。一体型と申しまして、校内で学童クラブ、にこにこすくーを一緒に運営している一体型総合プランの実施校は16校、それから、校外の学童クラブと連携している小学校が5校でございます。

次に、今後の取り組みでございます。学童クラブの需要が増加傾向にある地域におきまして、今後も学童クラブは定員増を図ってまいります。

まず、1つ目でございますが、尾久小学校内に尾久小学童クラブを開設し、一体型の尾久小総合校プランを実施いたします。こちらにつきましては、令和2年4月を予定してございます。

概要については、延べ床面積が320㎡、基準定員、約70名、構造は3階建ての予定でございます。現在、建設中でございます。

次に、南千住六丁目に新たな学童クラブを開設する予定でございます。

こちらは、第三瑞光小学校の学区域でございます。今後も児童数の増加が見込まれ、学童クラブの利用も増加することが想定されてございます。現在、三瑞小の児童が主に利用しております二瑞小学童クラブ、それから、南千住第一・第二の各学童クラブにつきましても、定員超過の状態が続いてございます。そういった状況がございまして、三瑞小の学区域内で東京都と協議を進めまして、都有地を活用した整備を進めることといたしました。こちらにつきましては、令和3年4月の開設を予定してございます。

概要につきましては、賃貸借期間は30年間ということで、都有地の南側の約半分を賃貸借して建てる予定でございます。

規模につきましては、定員約100名を想定しております。以上です。

長島副会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

渡辺委員、お願いたします。

渡辺委員 学童クラブのことでお伺いしたいのですが、支援教室からいらっしゃるお子さんについてです。どうしても学童クラブのスタッフで対応できない場合は、どのようにしたらよいでしょうか。

矢代児童青少年課長 学童クラブには、現在、障害のある方も通っていらっしゃいます。そういった場合、特に支援が必要な児童ということで、事業者等の申請を受けて、障害児加配という形で職員を加配で配置をしているところでございます。基本的には学童クラブにつきましては、児童は地域と学校と家庭と連携して育てていくという考え方から、お住まいの地域の学区域の学校の学童クラブを原則的にご利用いただくという形をとっております。運用については、学童クラブともよく相談をしながら、日ごろの保育に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

渡辺委員 よろしくお願いたします。

長島副会長 そのほか、いかがでしょうか。

よろしければ、議事の1の平成31年度放課後児童事業の実施状況については以上とさせていただきます。

続きまして、議事の2になります。平成31年度荒川区の保育の状況について、事務局よりよろしくお願いたします。

野村保育調整担当課長 お手元の資料2に沿ってご説明させていただきます。

まず、本年4月1日現在の保育定員の状況でございます。私立認可保育園の新規開設等によりまして、昨年比で186人の保育定員の拡大を行った結果、認可保育園、認証保育所、家庭福祉員を合わせまして、計6,077人、10年前の平成21年と比べまして、2,424人の増となっております。

続きまして、保育施設数の推移でございます。認可保育園、認証保育所を合わせまして、

本年は70園となり、平成29年と比べて11園の増となっております。

続いて、保育利用率の推移でございます。こちらは0歳から5歳までの就学前児童人口は、本年4月1日現在、1万466人と昨年より84人の減となっております。一方で、保育利用児童数につきましては、233人増の5,638人となっております。保育利用児童数を就学前児童人口で割った保育利用率につきましては、53.9%と昨年度に比べて2.7ポイント上昇しております。

続いて、認可保育園入園状況、待機児童数等の推移でございます。本年4月の入園申込者数は1,466人と昨年と比較しまして59名減少しております。入園承諾者数でございますが、こちらは入園申し込みをした方のうち、希望の認可保育園に入園できた方の数ですが、1,206人と昨年よりも42人減となっております。また、入園不承諾者数、こちらは希望の認可保育園に入園できず、不承諾通知を受け取った方の数でございますが、260人と昨年に比べて17人の減となっております。

続きまして、待機児童数でございます。入園不承諾者数の欄から認証保育所に入所した方や家庭福祉員、定期利用に子どもを預けた方、その他の事由による認可外対応等を除いた数になりまして、本年度は45人と昨年に比べて35人減少しております。

続きまして、待機児童数45名のうちの地域別、年齢別の内訳でございます。西尾久地域は、昨年の20人から18人減少し、2人となっております。東日暮里地域は、昨年の7人から4人減少し、3人となっております。その他の地域は8人と並んでいる状況でございます。年齢別では、待機児童数45人は全て1歳児のみという状況でございます。

続きまして、今後の保育施設の整備計画でございます。ここまで説明しました待機児童の状況等を踏まえまして、保育園の施設計画は、令和元年7月に既に開設済みですが、1園、保育定員数60人の園の整備を行っております。また、令和2年4月には、移転も合わせまして、4園、計191人の定員拡大を行う予定です。令和3年4月には、1園で102名の定員拡大を図る予定です。今年度合わせまして、合計6園、353人の定員拡大を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

長島副会長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

藤間委員、お願します。

藤間委員 入園不承諾数260名の内訳で、不承諾希望が81名とありますが、この不承諾希望というのは、申し込みのときに何か記載されたり、お話を聞いた上でこのような形になったのでしょうか。

野村保育調整担当課長 ご質問のありました不承諾希望は、保護者の方が入園申し込みをする際に入園を希望しない、要は不承諾を希望する、入園はしたくないという聞き取りで意思を確認した方になります。合計81名という経緯となっております。

藤間委員 わかりました。聞き取りでということは、提出した際にお話がなければ、普通に基準に入っていれば入園という形になるんですね。そういう特殊な申し込み時の欄については設けてはいないのですか。

野村保育調整担当課長 申し込み欄にはございませんので、そういった意味で、聞き取りで記録をしているという状況です。保護者の方の背景としては、育休の延長等がございますので、状況を細かく保護者の方から聞き取りをして、寄り添った対応を図るために、このような形で対応しているところでございます。

藤間委員 ありがとうございます。

以前より聞き取りをしていただいているというのがとても安心しました。数的には大変かと思えます。ありがとうございます。

長島副会長 そのほか、いかがでしょう。磯野委員、お願いします。

磯野委員 資料2に保育利用児童数が233人増えたとありますけれども、年齢の割合というのは、何歳が増えているのでしょうか。

野村保育調整担当課長 傾向としましては、0歳から1歳の方が非常に増えているという状況でございます。就学前児童人口は、減っている一方で、保育利用児童数は増えております。そういった意味では、卒園する方よりも入園する方が増えているという傾向がございますので、低年齢、0、1歳が中心で増えているという傾向があると考えております。

磯野委員 その傾向の待機児童対策も兼ねて、新しく今後また保育園が増えていくというふうに取り取ればよろしいでしょうか。

野村保育調整担当課長 おっしゃるとおりでございます。保育課としましては、待機児童の解消を進めることが第一と考えておりますので、それに向けて、今後の保育施設の整備計画を計画して進めているところでございます。

磯野委員 ありがとうございます。

長島副会長 そのほか、いかがですか。

千田委員、お願いします。

千田委員 今後の保育施設の整備計画について、6カ所の計画があるようですけれども、この保育施設のネーミングは自由につけてもよろしいのでしょうか。まなびの森とか幼児舎とか、幼児教育と重なるところがありますね。今後どのような形で受け入れていくのでしょうか。令和3年に計画されている東日暮里六丁目の私立認可保育園、これは計102人の定員ということで、かなり大きいと思いますので、建築の際の騒音など、そういった場合は対応されていくんでしょうけども、いずれにしても、隣近所にビルが建つと、保育園ばかりあるような、私なんかはそう受け取るんですけど、そんなに過密化していても大丈夫なのでしょうか。

野村保育調整担当課長 園のネーミングについては、記載しております6園は全て民設民営による私立の認可保育園でございます。社会福祉法人や株式会社の運営事業者が東京

都に認可申請をし認可が出て、設立されるという流れでございます。したがって、ネーミングは全て事業者のほうでつけているというものですので、事業者の方針ですとか保育の考え方、そういったところからつけられているものです。基本的に区としましては、それを承認する、認可するという形で対応しているところでございます。

それから、もう一点、保育園の過密、住民への配慮につきましては、当然、住民へのご理解、配慮というのは非常に大事な視点だと我々としても考えております。全てここに記載のものは私立認可保育園、事業者が建築するものですが、区としましては、認可手続、事前承認等の手続で指導、監督等いたします。その中でできるだけ住民への配慮に努めるようにという形で指導を行うとともに、必ず建築の前には住民への説明会を開いていただき、住民の声を聞いて、できる限り反映するようにという形で事業者にも要請をしているところでございます。引き続き住民への配慮をしながら、待機児童の解消に向けた施設整備を図っていきたいと考えております。

長島副会長 よろしいでしょうか。

千田委員 ありがとうございます。

長島副会長 それでは、恵美須委員、お願いいたします。

恵美須委員 今、説明していただいた資料2の認可保育園入園状況・待機児童という数値は、入園不承諾者の数として200人以上の人というのは、審査の結果なのか、保護者が辞退している数なのか、そのことを教えていただきたいというのが1つ。2番目は、もしそれが保護者の辞退者数であれば、空きがあると思うので、申し込み者数の1,400人ぐらいの方たちに再募集をするのかどうかということが1つ。

それから、もう一つは、地域別・年齢別の待機児童数は、1歳児に限って45名ということなんですけど、どうしてほかの年齢がないのかなということ、今後の運営に関しても、もしヒントになるような答えがここにあるかもしれないので、こういった数値の解釈を教えてください。もしも今、質問したようなことで、そんなにたくさん保育施設を増やさなくて済む方法があるのだったら、他園との共存等も含めて検討されたほうがいいのかと思いましたので、質問させていただきます。

野村保育調整担当課長 まず1つ目、入園不承諾者数、260名の内容でございますが、こちらは区が入園不承諾者通知をお送りした数は、保護者が申し込みをしたにもかかわらず、認可保育園に入れなかった方でございます。

取り下げをした方はどうなのかというお話がありましたが、入園申込者数欄のところ「取り下げ者を除く」と記載しておりますので、取り下げ者はこの数値からは除かれているという状況でございます。

また、再募集の有無についてでございますが、入園申し込みの流れとして、荒川区では、4月に入所する方が一番多いので、4月に一斉申し込みをして、10月、11月、秋口ぐらいに募集をかけて審査を一回行います。その上で、4月の一斉申し込みに限っては、2

次募集まで行っておりまして、1次募集の結果、あいている園等については、2次募集で申し込みをした方を対象にもう一度審査をするという形で、4月の一斉募集は2回かけているという状況でございます。

4月以降につきましては、毎月入園審査をやっておりますので、5月入所、6月入所、あいたところについては、月に1回、入園審査を行って、希望する方が入園できるような形で審査を行っているところでございます。

一番最後の待機児童が今回1歳児のみで、施設の整備の必要性との関係性というご質問だったと思いますが、こちらについては、おっしゃるとおり、今回、待機児童は結果的に1歳児のみ45名という結果になってございます。こちらの背景としては、あくまで推測でしかないんですけども、近年の傾向としては、0歳児、特に1歳児の申し込み者、待機児童が非常に多いという傾向になっております。その背景の1つとしては、育児休業を明けた方が0歳、1歳が多いということで、0歳より1歳が多いというのは、こちらも推測にはなるんですけども、0歳児は会社のほうで育児休業をとっていただいて、1歳になってから育児休業から復帰していただく、会社のほうでも少しずつ理解が広がってきているというのも一因としてあるのではないかと考えております。

一方で、保育施設の整備との考え方でございますが、区としましては、現在、1歳児のみでございますので、保育定員数の確保の考え方としては、0歳、1歳を手厚くしたいという思いがございます。ただ、一方で、1歳児のみを増やせばいいというわけではなく当然、持ち上がりで2歳児、3歳児、4歳児、5歳児、2歳から3歳のところでは、年齢上限である認証保育所、家庭福祉員から転園する方もいらっしゃいますので、その辺のバランスを考慮した上で、今後は保育施設の整備計画を考えていきたいと考えております。

恵美須委員 ありがとうございます。

待機児童の1歳のところ、よくわかりました。そのような理解で私も納得いたします。

ただし、入園不承諾者数の数は、実際には再募集されて、260人よりも3月末にはもっと減っていると考えても大丈夫なのでしょうか。

野村保育調整担当課長 こちらは、入園の審査を行った結果、260名という形、4月1日現在の数値ですので、1次審査、2次審査を行った結果の数値ということになります。

恵美須委員 わかりました。ありがとうございます。

長島副会長 そのほか、いかがでしょうか。

清水委員、お願いいたします。

清水委員 今、会社での、育休は3年というところがだいぶ増えていると思います。荒川区の保育園の決まりとして、2人目ができて、1人目が保育園に入り、育休をとる場合、下の子が1歳を超えた年度末まで上の子は保育園にいられるというルールがあると思います。それだと、社会的には3年育休をとれても、上の子の保育園の関係で1歳の年度末には復帰しなきゃいけないという状況が生まれています。他区だと、それが2歳になった

り、少し緩和されているという状況も聞いたりしますので、1歳の待機児童を緩和するに当たって、施設を増やすという方法もあると思うんですけど、そのルールを少し延ばすことによって、会社の育休も3年とれます、荒川区としても2歳、3歳ぐらいまで上の子がいられるような検討をお願いしたいです。子育ての仕方の多様性という意味も含めてご検討してくださらないかなという思いがあります。上の子を退園させてまで、下の子の育休を2歳、3歳までとるという人は少ないと思うので、その検討をお願いできないかなと思います。

長島副会長 いかがでしょうか。

野村保育調整担当課長 今、いただいたご意見については、保護者の方からも、1歳までしか入れない、そのルールをもう少し変えてほしいというご意見をいただいているのは、我々としても承知をしております。

一方で、保育定員が限られていて、待機児童が発生している状況で、そういったルールになったという経緯もございますが、今後、保育施設を整備していく中で、待機児童の解消も当然進めていきたいと考えておりますし、保護者の方の考えに寄り添った要望をできるだけ反映させていくということは、入園のルールが他区と異なるところが幾つかございますので、その中の課題の1つとして捉えて、今後も引き続き検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

清水委員 お願いします。

長島副会長 よろしいでしょうか。ご検討のほうをよろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

ないようでしたら、議事の2番目の平成31年度保育の状況については、以上とさせていただきます。

続きまして、議事3、令和元年度幼稚園等の通園状況について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

伊藤子育て支援課長 こちらは令和元年5月1日現在における区立及び私立幼稚園等の通園状況でございます。

総園児数は1,935人で、前年と比べて75人減少しているところでございます。

区立幼稚園の通園は500人で、全体の26%、また、私立幼稚園等への通園は1,435人で、全体の74%となっております。また、私立幼稚園等に通われている方のうち、区内の私立幼稚園等への通園におきましては、798人の56%、また、区外の私立幼稚園へ通園されている方は637人の44%となっております。平成29年度に友の季ひまわり幼稚園が開園いたしまして、区内の私立幼稚園等に通う方が増え、現在では区外よりも区内に通われている方が多くなっているところでございます。

長島副会長 ありがとうございます。

ご質問等ありましたら、お願いいたします。

それでは、寺内委員、お願いいたします。

寺内委員 私立幼稚園に関してお伺いしたいのですが、区内の私立幼稚園というのは、定員以上の募集があって、希望したら全員が入れる状態で今の区内が56%、区外が44%という結果なのでしょうか。または区内の幼稚園に入れなくて、区外の幼稚園に行っているのか、教えていただければと思います。

伊藤子育て支援課長 幼稚園におきましても、基本的には定員というものがございまして、それに合わせて募集をされているというところがございます。実際に定員を超えての応募があった場合には、抽せんになる方もいらっしゃいます。また、園バスが通っているので最初から区外の幼稚園を選ばれる方もいらっしゃいますが、区内の幼稚園の抽せんに漏れたときのために、区外の幼稚園を申し込みされる方もいらっしゃるかと聞いています。

寺内委員 ありがとうございます。

長島副会長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

ご質問等がないようでしたら、議事3の平成31年度幼稚園等の通園状況については以上とさせていただきます。

続きまして、議事4、「幼児教育・保育の無償化」の実施内容について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

伊藤子育て支援課長 令和元年10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化について、荒川区の実施内容をご説明するものでございます。

まず、1点目として、区における幼児教育・保育の無償化の対応でございます。幼児教育・保育の無償化の実施に当たりましては、国及び東京都の制度を基本といたしまして対応を図ることとしております。また、これまで実施してきました補助につきましては、現行の補助水準を維持することといたしております。また、区として預かり教育・保育、また、給食費等におきましては、新たに補助制度を設けて、保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えてございます。

2点目の区の実施案でございます。まず最初に、保育料についてです。認可保育園、区立幼稚園、認定こども園を利用する3歳から5歳までの子どもの保育料につきましては、無料といたします。認可保育園、認定こども園を利用するゼロ歳から2歳までの住民税非課税までの世帯及び全ての第3子の保育料につきましては、これまでどおり無料とするものでございます。住民税課税世帯の第2子の保育料につきましては、東京都の制度を活用いたしまして、保育料を半額にするというものでございます。

2点目といたしまして、子ども・子育て支援制度の対象とならない幼稚園、荒川区におきましては、私立幼稚園、類似園でございますが、こちらを利用する子どもの保育料につきましては、今回、国の上限額が月額2万5,700円でございますが、これに1,800円の上乗せをさせていただきまして、月額2万7,500円を上限といたしまして給付をするところでございます。また、住民税非課税までの世帯と第3子以降の子どもの保育料

につきましては、現行の補助水準を維持するところでございます。

3点目でございます。幼稚園の預かり保育・教育を利用する子どもの保育料につきましては、これまで補助制度がなかったところではございますが、就労の要件がある、また、介護が必要といったような保育の必要性というものが認められる場合に補助がされることになりまして、この上限につきましては、区として独自の支援策といたしまして、利用実績に応じて、年額13万5,600円まで給付することといたしております。

4点目でございます。認証保育所、保育ママ等を利用する子どもの保育料につきましては、同じように保育の必要性が認められる場合に3歳から5歳までは月額6万円、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税までの世帯におきましては、月額6万7,000円まで給付するものでございます。また、住民税課税世帯につきましては、これまで認証保育所、保育ママ等に通われている方におきましては、認可保育園の保育料との差額助成を実施しております。それを継続し、変更のないようにしていくというところでございます。

次に給食費の取り扱いでございます。区の方針といたしまして、これまで区では、保育園の給食というのは、主食と副食、主食がお米で、副食はおかずとなっておりますが、主食におきましては、区のほうで施設に補助するということで実施してございまして、副食、おかずにつきましては、保育料の一部として保護者の方から徴収をさせていただいたところでございます。しかし、保護者の方には、給食費という名目で徴収していき、あくまでも保育料という形で徴収していたところでございます。

今回、保育料の無償化を実施するに当たりまして、国におきましては、3歳から5歳までの給食費を無償化の対象外として、施設から徴収するとなったところでございますが、給食費を実費徴収するということは、保育料が無償化になると言われたにもかかわらず、給食費分は別ですよという形で徴収するということは、保護者にとっては新たな負担になるのではないかということ、また、そういったことがしっかりと浸透していないということから、区といたしましては、主食費と同様に副食費につきましても施設に補助をして無償化をするということとしたところでございます。

次に実施方法でございます。区から、保育園におきましては、給食費相当額を補助することによりまして、保護者からの実費徴収を行わないとすることといたします。

私立幼稚園におきましては、保護者の方に対して、給食費に係る経費を月額7,500円まで補助することといたしまして、保護者の負担を軽減するというものでございます。

最後に、今回の無償化の実施に伴いまして改正する区の条例でございます。保育料関係、また、給食費関係につきましては、先ほど説明した内容でございます。次に新たな給付制度の創設に伴う罰則の導入でございます。私立幼稚園、また、認可外保育施設を利用した際に要する費用を支給するために、今回、国の法改正におきまして、子育てのための施設等利用給付が創設されたものでございます。この施設等利用給付が創設されたことによりまして、保護者、施設が正当な理由なく給付に係る報告を行わなかった場合や虚偽の報告

を行った場合に10万円以下の過料に処する旨を今回改正する条例で規定するというものでございます。

こちらにおきましては、子ども・子育て新制度開始時に、現在の認可保育園、また、区立幼稚園におきまして、教育・保育費を給付する際に同様の規定は設けているところがございます。今回新たに無償化の対象となる施設、また、それを利用する保護者の方に同様の規定を設けるというものでございます。

こちらの施行におきましては、無償化とあわせまして、令和元年10月1日の施行ということで考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

長島副会長 ありがとうございます。

幼児教育・保育の無償化ということについて、保育料について、給食費の取り扱いについて、それから、関連の区条例について説明いただきました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。磯野委員、お願いします。

磯野委員 保護者の目線から考えると、給食費も負担していただけるというところで、区の独自の取り組みというところは非常にありがたいなというふうに思っております。

1つ質問ですけれども、資料に「私立幼稚園等は、保護者に対し、給食等に係る経費を月額7,500円まで補助することとする。」とありますが、これは定額で毎月7,500円ということではなく、かかったものを申請するような形なのでしょうか。

伊藤子育て支援課長 私立幼稚園の給食費は、各園でそれぞれ提供している給食のため、園によって違います。上限を7,500円として支払った金額を区に申請していただきます。今、幼稚園に確認をさせていただいている中では、おおむね7,500円以内で給食費をお支払いしていると聞いておりますので、かかった分はお支払いできると考えてございます。

磯野委員 ありがとうございます。毎回、書類が何かで申請するような形、1家族ずつ申請をするような形でしょうか。

伊藤子育て支援課長 月極めで決めている園と、1食ごとに決めている園がございますので、園によって方法が違うということもございます。補助に関しては、保護者の方への償還払いとなります。基本的には園でとりまとめて申請していただくことを想定しておりますが、半年に1回とか、そういった形でまとめていただいて、保護者様にお支払させていただくということになります。金額も、園によって違うと思います。日割り計算するところもあれば、月額で定額の園もあると思います。

磯野委員 煩雑な作業になるかと思いますが、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

長島副会長 そのほか。

小西委員、お願いいたします。

小西委員 給食費を公費で負担してくださるということで、幼稚園のほうは7,500円と記載してございます。保育園のほうは、副食費が幾らかというのがここには記載がないのですが、その辺はどのような金額なのかお聞きしたいのと、保育園の場合には運営費という形で毎月振り込まれてまいります。そこから給食費は全部差し引きされて、差し引きされた給食費はいつぐらいになるのか。まだはっきりはしていないのかもしれませんが、わかる範囲でお答えいただければありがたいです。

長島副会長 いかがでしょうか。

浦田保育課長 まず、副食費の金額が書かれていないということでございます。国の基準によりますと、副食費は、実費徴収をする場合には4,500円を基本とするという定めがございます。その定めによって、副食費4,500円に園児数を掛けたものを運営費のところを含めて、各園へ補助させていただく予定でございます。

それから、運営費のほうを毎月お渡しするのかどうかにつきましては、今、まさに検討しているところでございます。これまでの運営費の支払いにつきましては、毎月補助している部分と、半年に1回補助しているものがございますので、このどちらかで運営費をお支払する予定でございます。今、はっきりとしたことは言えずに申しわけないのですが、その2つの選択肢の中から選ぶということで検討を進めているところでございます。

以上でございます。

長島副会長 小西委員、よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

寺内委員、お願いします。

寺内委員 3点質問させていただきたいのですが、荒川区における幼児教育・保育の無償化というのは、荒川区に住んでいて、荒川区の幼稚園、保育園に通っている世帯が対象なのか、荒川区に住んでいれば、他区またはほかの地域の幼稚園、保育園に通っていても対象となるのかというのがまず1点お伺いしたいのと、あと、2点目が、月額2万7,500円の給付というのはどういう形でされるのか。2万7,500円を保護者の口座とかに振り込まれるのか、それとも施設のほうに振り込まれるのかというのを伺いたいです。最後に1点、保育の必要性が認められる場合ということなんですが、今、必要性について説明を求めはしないんですけども、どこを見たら、保育の必要性というのが認められるかというのを知ることができるのか、少なくとも私は知らないもので、どういう基準で独自の支援策を受けられるのかどうかを判断できる場所を教えてくださいと思います。

長島副会長 以上3点ですけれども、よろしくようお願いいたします。

伊藤子育て支援課長 子育て支援課のほうからご説明させていただきます。

まず1点目、荒川区に住んでいて、荒川区内の施設が対象なのかということですが、

荒川区民であれば、区外の私立幼稚園を利用されていても同様の形で、2万7,500円までの給付ができるものとなっております。また、預かり保育についても同様でございます。

2点目の月額給付の仕方が、保護者に対してなのか、施設に対してなのかということですが、現在、私立幼稚園におきましては、保護者の所得に応じて補助額が違ってまいりますので、保護者が幼稚園へ保育料をお支払いして、その後、区から保護者に補助額を振り込みさせていただくという形式をとってございます。

10月から開始となる無償化については、今年度におきましては、今の形のまま、保護者が幼稚園にお支払いをしていただき、後ほど区から保護者へ補助額を支払うと方法で考えております。来年度からは、区内の私立幼稚園におきましては、保護者が幼稚園に払うのではなくて、区から私立幼稚園にお支払いするというような、現物給付というやり方ができないか、検討させていただいております。

ただ、区外の幼稚園ですと、そこに通っていらっしゃる荒川区民の人数をすぐ把握できなかったり、幼稚園側の負担も大きいところがあるので、調整をしたいと考えてございます。

最後3点目の預かり保育・教育を使った際の保育の必要性でございます。こちら、保育園の入園案内のところがございます保育の必要性についてという項目を記載させていただいております。これまで、幼稚園に通われている方が保育園の入園案内等を見ることがなかったかと思っておりますので、こちらに今、書いてあるものは幼稚園に通われている方にもわかるようにという形で記載させていただいております。

寺内委員 ありがとうございます。

2番目の給付に関しては、幼稚園、保育園に関しては知りませんが、小学校、中学校ですと、親が使ってしまうというのを実際に自分も働いてきて見聞きしていたので、施設が困るようなことのない形でうまく回っていったらいいなと思ったので、お伺いいたしました。基本的には現物給付で全然問題ないと思っています。ありがとうございます。

長島副会長 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

藤間委員、お願いいたします。

藤間委員 保育の必要性が認められる場合ですけれども、保育の必要性について、実際、これを受ける場合に、何か申請書類が必要であったり、申請書類を出した後に審査されて、預かり保育の保育料の支援を受けられる結果が返ってくるとか、そういった流れはもうできているのでしょうか。

伊藤子育て支援課長 10月から開始となりますので、私立幼稚園に通っていらっしゃる方たちに対しまして、7月10日過ぎに各幼稚園を通じて、保護者の方に申請書の書類をお送りさせていただいております。その際に、預かり保育・教育をご申請いただく場合

には、就労証明書など、保育の必要性がわかる書類もあわせて添付してくださいとご案内しています。9月中には預かり保育・教育の利用を希望する方の審査をして通知させていただきます、10月から、利用できる形で考えてございます。

また、新しく来年度入園される方におきましても、事前に幼稚園の方へ預かり保育のための書類を3月までには提出していただくことになるかと思えます。保育の必要性として、就労証明書など、介護や学校に通っているというような必要書類をそのときにあわせて提出していただくというような手続きとなる予定でございます。

浦田保育課長 今回の無償化の制度につきましては、ホームページ、入園案内にも掲載するのは当然ですが、例えば、ケーブルテレビで、丁寧に制度について説明するですとか、また今年度から保育課では保育コンシェルジュという相談を受ける職員を配置しております。今後、頻繁に説明会など開催して、これから保育園に行こうとする方にも、こういう証明が必要ですよとか、そういうニーズの場合はこういうところが入ったほうがいいですよとか、丁寧な説明を心がけていきたい。当然、区役所の2階の保育課、子育て支援課総出を挙げて、電話、窓口の対応をしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

藤間委員 ありがとうございます。最後のお話を聞いて本当によかったです。実は、同じ職場に区内の保育園に通っている方がいるんですけども、その方は、10月からの無償化のテレビCMを見て、あれは都市伝説じゃなかったのというぐらいその話を知らなかったようです。今、おっしゃっていたように、保育コンシェルジュだったり、ケーブルテレビや、電話相談に乗ってくれるなど対応していただくのはとても助かりますので、ぜひやっていただければと思います。ありがとうございます。

長島副会長 そのほか、いかがでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 10月から無償化になりますよね。1つ心配なのは、荒川区は、給食費を補填してくださるのですが、全部の区がそういうふうではありませんので、ほかの区の住民がここに流入してくるとか、待機児童が増えるということも考えられます。そういうこともちょっと考えていただきながら、無料化には感謝しております。

浦田保育課長 今回の無償化をスタートすることで、爆発的に幼稚園、保育園に児童の方々がどっと来るといったことはないと思っております。23区中、荒川区を含めて18区が給食費を無償化し、5区が、国の基準どおり実費徴収するということでございます。今後、23区で統一していくべきなのか、それぞれの区でサービスの度合いが違うということについては、検討していかななくてはならないと思っております。

長島副会長 よろしいですか。

渡辺委員 はい。

長島副会長 そのほか、いかがでしょうか。

それでは、議事の4の「幼児教育・保育の無償化」の実施内容につきましては、以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、議事の5、児童相談所の設置について、まずは事務局のほうから説明をお願いいたします。

西浦児童相談所準備担当課長 本年3月に取りまとめました荒川区児童相談所の設置計画(案)をお持ちいたしました。こちらのご説明をさせていただきます。

表題のところでございますけれども、(仮称)荒川区子ども家庭総合センターというふうに記載させていただいてございます。荒川区の児童相談所につきましては、後ほどまたご説明いたしますけれども、現在、区内の子育ての相談に乗ってございます子ども家庭支援センターを児童相談所の組織の中に組み込むということで考えてございますので、あらゆる相談を総合的にお受けする場所ということで、子ども家庭総合センターという名称にさせていただきたいと考えているところでございます。

資料では、荒川区で児童相談所を設置いたします考え方、理念についてまとめさせていただいてございます。子ども家庭支援センターをさらに専門的な視点で強化いたしまして、児童相談所を設置していくということと、近年、虐待相談件数がどんどん増えてございますけれども、増え続けるということは必ずしもよくないということがございますので、せっかく基礎自治体で行う児童相談所ということもございますので、今、区で行っていますさまざまな支援サービス、それから、各種関係機関との連携を強化いたしまして、できるだけ予防的な対応を充実していきたいということで考えてございます。

資料では具体的に区のサービスをどのように充実していくかについてご紹介をさせていただいてございます。それぞれのご家庭のライフステージに応じた支援策をまとめさせていただいてございます。例えば子育て世代包括支援センターです。全ての妊婦さんにまずは面接をして、生まれる前からリスクがあるのかなのかといったことを早目にキャッチして行って、必要な支援をしていくといった事業ですとか、協力家庭ショートステイという個人宅で短期のお子さんの預かりをやっていただけのご家庭ですが、そういったご家庭を地域の中に増やしていきまして、身近な場所でのご支援に協力いただけのご家庭を増やしていくことを考えてございます。

また、関係部署、関係機関との連携ということが非常に重要になってまいりますので、お子さんにかかわる子育て支援の施設等はもちろんのこと、教育委員会、それから、学校または警察との連携強化に向けて、今、取り組んでいるところでございます。

児童相談所の設置場所についてもご案内をさせていただいてございます。少し地図が小さくて見づらいところではございますけれども、荒川区役所から、明治通りを挟みまして、荒川警察の先を少し入ったところ、たんぽぽセンターの手前に今、建物を建設中でございます。こちらに地上一部4階建て、基本は3階の建物を建てまして、この中に一時保護所も併設する予定でございます。

次に組織体制でございます。児童相談所の中には、さまざまなご相談に乗らせていただきます児童相談部門と、今、申し上げましたお子さんの一時保護を行う一時保護部門、この2つの部門での編成を考えてございます。児童相談部門の中には、児童福祉係と書いてございますけれども、主に児童相談所のような、例えば一時保護ですとか施設入所等の措置を行う係、それと、在宅支援係と書いてございますけれども、現在の子ども家庭支援センターが移ってくる係、こういったそれぞれのご家庭の状況に応じてご相談に乗れるような係を用意していきたいということで考えてございます。

次に職員の確保と育成でございます。人材確保につきましては、児童相談所の所長あるいはスーパーバイザーと書いてございますけれども、各係の中心となって指導を行う職員につきましては、一定の経験がある方が適当ではないかというところで、経験者の公募を行って、確保していきたいというふうに考えてございます。

また、区内の職員につきましては、児童相談所オープンまでに育成をしていくということで、現在、全国のさまざまな児童相談所に派遣をしております、実地で勉強をしておりますところでございます。

資料では、児童相談所にこういった職種を派遣しているかといった表を添付してございますので、後ほど参考までにごらんいただければと思います。

次に相談援助活動でございます。子ども家庭支援センターを引き継ぐ組織となりますので、引き続き、今ある子ども家庭支援センターの電話は残しまして、気軽な相談もできるような電話と新しく児童相談所の虐待通告も含め、専門的な相談もできる電話の2本を用意していきたいということで考えてございます。いずれの番号にご連絡いただきましても、その後の支援につきましては、組織の中で検討して対応していくということにさせていただきます。

また、夜間・休日の対応でございますけれども、ご相談あるいは虐待通告については、児童相談所閉庁時も電話がつながるよう、業者に必要な対応を委託していきたいということで考えています。緊急性がある場合には、当番の職員が対応するといったようなこともあわせて検討しているところでございます。

続きまして、一時保護所でございます。定員につきましては、10名という非常に小さな保護所を考えてございます。基本的には荒川区のお子さんはこちらで保護するということになりますけれども、ただ、同じところでなかなか保護をすることが難しいといった場合ですとか、保護所で感染症が発生した場合などについては、東京都あるいは同じく今、児童相談所の準備を進めています世田谷区あるいは江戸川区の児童相談所の一時保護所と協力をして、相互に利用をし合うといったようなことを検討しているところでございます。

また、社会的養護体制の整備でございます。一時保護をしたお子さんの約7割はご家庭に戻るという傾向がございますけれども、ご家庭での生活が難しいといった方については、

大きく分けて里親さんのような個人宅でかわりに養育をいただくパターン、もしくは、施設での入所をするパターン、それぞれの受け皿を合わせて用意していくことが必要でございます。特に里親さんにつきましては、現在、荒川区内に8家庭ございますけれども、さらに増やしていきたいということで、制度の周知のためのイベントあるいは個別相談会、それから、先ほどちょっとご紹介いたしました、まずは短期のお預かりをしていただけるようなご協力家庭を増やしていくといったような取り組みを進めているところでございます。

次に開設までのスケジュールでございます。先ほど見ていただきました建物につきましては、来年の2月に完成予定ということでございます。その後、子ども家庭支援センターが、引っ越しをいたしますと共に、児童相談所に必要な職員も、全員そろいまして、まずは4月から子ども家庭支援センター部門を中心に、荒川区子ども家庭相談センターとして施設をオープンしてまいりたいということで考えてございます。その後、3カ月程度ですが、今、都の児童相談所で見ていただいています子どものケースを荒川区に引き継ぐといったような作業が必要になってまいりますので、そういった引き継ぎの作業を丁寧に行っていまして、7月に荒川区児童相談所としてオープンしていきたいということで考えてございます。

説明につきましては、以上でございます。

長島副会長 ありがとうございます。

児童相談所の設置について説明いただきました。ご質問とかご意見とかありましたら、お願いいたします。

それでは、香川委員。

香川委員 今日のこの会議もそうですけれども、関係部署、関係機関との連携の強化というのはとても大事なんですね。これはたまにじゃなくて、定期的に行って、庁内の関係部署、教育委員会、学校、警察署などが、強気に連携をとることで充実すると思います。そういう意味で、私は、この案について、ぜひ進めてもらいたい。私は八王子の児童相談所に行ったことがありますけれども、連携する力というのは弱いですね。本日の児童相談所の案を見ますと、荒川区は強いなというのを感じます。

以上です。

長島副会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

恵美須委員、お願いします。

恵美須委員 児童相談所の設置については、2年前から出ていて、建物の形も見えてきているということをお聞きして、すごい実行力のある区だなとびっくりしています。

また、人材も十分な体制で実施されるということでは、費用もかかるんだろうなと思っております。

1つ、児童相談所で懸念することは、児童相談所の名称が、荒川区子ども家庭総合センターというふうに長なくて、もうちょっと違う、何でもいいけど、愛称のかわららしいのになると、もっとソフトでいいなという気がいたします。できれば、子どもやお母さんにもっとなじみやすい愛称が欲しいなと思います。正式名称はこれでいいと思います。児童相談所がつかなかっただけでも十分だと思うんですけども、もう一つ言うなら、先ほどの愛称を、募集でもいいですので、お考えていただけたらいいなと思います。

実は、私は保育に問題がある、困難を抱えている人たちを対象にしたボランティアの小さな活動をしている関係から申し上げるんですが、こういう人たちは声を出せないんですね。困っていることを言えないくらい逼迫している人も中にはいて、外部からおせっかいすること自体も、その方たちにとっては傷つくことになっているのが実態です。ですので、私は、先ほど妊娠中から関わりを持って、隅々まで見ていくという児童相談所の機能というところでは、大変いいと思うので、ぜひ今まで子ども家庭支援センターがやってこられた事業の拡大という点で、声を出せない人たちがアクセスしやすい、私は虐待している親ですなんてわかられたくない人たちの気持ちを十分わかってもらえるように、健康な人たちも誰でもアクセスできるという、私は愛称を考えてほしいという意味で提案したいと思っています。

そういう意味でいうと、相談援助活動の中で、悩みを気軽に相談できるということは、電話で愚痴を聞いてもらうことができるということだと思うんです。子どもの問題は親の問題なんです。子どもの問題より先に親の問題があって、親が悩んでいるから、子どもにそれが影響しているという結果ですので、親の悩みの愚痴を聞いてほしいというのがお母さんたちの一番求めていることじゃないかなと私は思います。聞いてもらう人がいて、わかってくれたという実感が得られたら、人間は誰でも自分のことは自分でやりたいという欲求がでてくるし、やれる力があるので、そこを大事にして、あなたを信用していますよという姿勢で臨めるような、電話の相談窓口で電話をとる人が一番大事だと私は思うんです。

もう一つは、電話相談に関してなんですけど、虐待をしているかもしれませんよということを私がもし通報するにしても、すごく勇気が要ることなんです。心配なんですということを書いていいのか悪いのか、すごく難しいことで、どうやって情報をとりやすくするかというのが知恵の出どころだと思うんですね。心配だから、みんなで気をつけましょうという、言葉でそんなことを会話しちゃいけないんですけども、例えば、生活に身近な民生委員さんたちだけでもちょっと気をつけて見ていてくださいと、直接その人が傷つくような発言をしたり声かけをしないで、周りで見られるということがすごく大事だと思うんです。私は外部の委託業者をお願いするのは、ある意味では反対です。生活の身近なところに目があって、初めて何か見つけられるのであって、外部委託の人は、委託されたことだけをきちんとやっていただくときには、責任を持っていただけるのでいいと思うん

ですが、事故を未然に予防するというのは、やっぱり地域の力だと思うんですね。こういう地域が持っている住民たちの力をうまく活用するようなシステムを相談所の機能の中に組み込んでいただけたらいいなと思います。建物は幾らでもお金さえあればつくれます。いろいろなところに派遣して、専門的な方を育てていただいていると思います。そのこともすごく大事だと思うんですが、その方が何を学んでこられるのかというのは、地域の人の声をどうやって、声なき声を、声に出せないことをどうやって拾ってくるかというところをしっかりと学んできていただいて、きめ細かい相談の必要な人を傷つけないで対応できるような方法を考えていただくことがすごく大事だと思っています。建物は立派じゃなくても私は構わないと思うんですね。人が立派であればいいかなと思います。それから、こういうところに出てくる件数というのは、多いほど活動しているように見えますけれど、件数の多さというのは、あまり当てにならないと思うんですね。質的な評価がすごく大事で、ここで犯罪や事故が起らないという結果を出せるような、みんなが力を合わせて目配りするというシステムをここで機能させていただけるとありがたいと思います。

長島副会長 事務局のほうから何かございますか。

西浦児童相談所準備担当課長 ご指摘いただいたとおりだというふうに思っています。これまで児童相談所は都がやっていたので、少し遠いところにあっただかなと思います。それを荒川区でやろうというふうに思った趣旨はおっしゃるとおりで、地域の力を活用して、みんなで目配りして行って、みんなで支えていく、その中に児童相談所も入って行って、お手伝いをするというような趣旨で荒川区が作りたいというふうに思ったところでございますので、児童相談所だけではできないことがたくさんあるかと思っています。もちろん専門性が必要な相談には、児童相談所が積極的に乗らせていただいて、お手伝いさせていただきますけれども、例えば相談するのをためらう方ですとか、あるいは自分じゃないけれども、近所の方がもしかして虐待しているんじゃないかということや児童相談所に言うのに勇気が要るというのをおっしゃるとおりで、そういった方のお声を何とか拾えるように、先ほどご紹介させていただいたとおり、関係機関と関係部署が連携して、誰かに言っていただければ、例えば民生委員というふうに言っていただきましたが、保育園に通っている親御さんであれば、保育園の先生に言っていただくとか、学校の先生に言っていただくとか。そういった相談を受けたところが児童相談所と連携して、児童相談所とも相談しながらどういった支援ができるかといったことを考えていく仕組みをまさにつくっていききたいというふうに思っているところでございます。

ですので、児童相談所自体も頑張りますけれども、皆さんとどう協力していけるか、どういうふうに連携していけるかというところを一番に考えていきたいと思っているところでございます。

学校、教育委員会、あるいは警察とも定期的にそういった観点から話し合いを進めているところでございますので、またいろんなお知恵をいただければと思っているところでご

ざいます。

長島副会長 よろしいですか。

恵美須委員 はい。

長島副会長 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

2020年度の7月から本格的ということになるかと思えますけれども、これから大変なこともあるかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに考えております。

以上、よろしければ、議事の5の児童相談所の設置については以上とさせていただきます。

議事につきましては、これが最後になります。本日はたくさんの委員の方からご質問とかご意見をいただきました。これまで発言されていない委員の方で何かございましたら、改めてお受けしたいと思えます。

では、ラッドフォード委員、お願いします。

ラッドフォード委員 本日の議事にはなかったんですけども、区立幼稚園に関して、4月から預かり教育が日暮里幼稚園で始まりまして、保護者の方からどんな様子ですかというお話を聞きまして、実際に使ってみた方からすると、すごくありがたいというお話がありました。フルで利用されている方もいますが、スポットで利用されている方からは、区立幼稚園の場合、水曜日は11時半までなので、下の子の荒川区の健康診断が午後から始まるのに合わせて上の子を午後まで預かっていただけて助かっているというお話も聞きました。今後、ほかの幼稚園に広がるかどうかは、わかりませんが、保育園でやっているような一時保育を幼稚園でも実施できないかというようなお話も出ておりました。また、スポットでなく、フルで登録している人が少ないので、例えばフルで利用する条件を緩和するとか、そういったご予定はありますでしょうか。

先生たちがすごく優しく、子どもたちは午後も楽しんでいて、とてもありがたいというお話でした。

長島副会長 預かり教育についてのご質問、ご意見だと思えますけれども、いかがですか。

小堀学務課長 月額利用、フルの利用の要件を緩和というお話がありましたけども、預かり教育の無償化になる利用条件は、国の条件に合わせ、現在の1日6時間以上、週3日勤務から、1日4時間以上、週3日勤務に変更となります。スポット利用の場合は、先ほどの保育の必要性が認められたということに該当しませんので、ご自身のご都合により有料でご利用いただくということにも、これまでどおり変わりはありません。日暮里幼稚園の場合、確かに定員に空きがあるのですが、ほかの幼稚園の方が利用する際、結局、お母さんか誰かに連れてきていただかないと利用できないということがありますので、通ってくるということは難しいかなというふうに思っています。夏休みが8月31日で終わり

ますので、アンケート等を実施して、今後よりよい運営の方法があったら、変更していきたいというふうに考えております。

長島副会長 よろしいですか。どうもありがとうございます。

そのほか、委員の方でいかがでしょうか。

北川副区長、お願いします。

北川副区長 いつもながらすばらしいご意見を本日も賜りまして、本当に心から感謝申し上げます。

本日は、ぜひとも皆様にお願ひしなくちゃいけないなと思ってまいりましたのは、今、お話のありました児童相談所の件です。これにつきましては、荒川区においては、7月に開設し、何しろ一人一人のお子様のことを大切に、丁寧に引き継ぎをいこうということになりますので、そういう中で大事になってきますのは人材の確保です。これは先ほどご説明いたしましたように、いろいろなところに研修に出したりとか、経験ある人を連れてきたりとか、いろんな形でやっておりますが、そういった人たちが一生懸命やったとしても、それだけは難しいということは担当課長から申し上げたとおりであります。

そこで、お願ひといたしましては、この会議というのは、事業をされている方と区民の方と学識経験者の方、そして医師会の先生とかいろんな方が集まっている地域の縮図みたいなところだと思うのです。そういう意味で、これから児童相談所において、荒川区としてどういうふうに対応していくかということについても、さらにこれまで以上に具体的で実質的な議論ができるような形がお願ひできればと思っております。

そういう視点で、ぜひ皆様方におかれましても、オープンした児相だったらこういうことはどうなんだろうとか、こういう課題のときにどう対応したらいいんだろうかという、今、恵美須委員がおっしゃられたとおり、通報するというのは本当に難しいことだということを考えたときに、こうすればハードルが下がるんじゃないかとか、そういうことについても遠慮なく意見が交換できるような会議となれば、とてもすばらしいと思っております。

さらに、もう一つ大事なのは、里親さんがなかなか、いろいろPRはしているのですが、手を挙げていただく方もそれほど多くはないということになりますので、こういったことも含めて、いかに荒川区の地に児童相談所というのを定着させて、しっかり機能させていくかということが大事かなと思っております。

荒川区としては、児童相談所を設置するというのが目的ではなく、子どもたちをいかに守るかということが目的でありますので、そういう趣旨を皆様と共有しながら、これからも頑張っていければと思っております。

それから、もう一つ、ご説明しておきたいと思ひましたのは、無償化の問題です。給食費についても、どうしても国というのは全国一律でやるものですから、地方と制度的に違いがあるわけですね。正直に申し上げまして、東京はかなりサービス水準が高いということもありますので、私も昔、子どもを保育園に通わせていましたけれど、保育料の中に給

食費が入っているなんて全く知らなかったのです。そういう意味で、今、ここで給食費についても、とても対応できないだろうということで、こういう判断をさせていただいたわけですけど、ただ、正直申し上げまして、相当お金がかかります。3億円ぐらいかかるのですね。これは荒川区にとっては大変な支出になってくるということもありますので、それにも増して、子どもたちに喜んでいただくような保育をどうすれば充実できるか、幼児教育をどうすれば充実できるかということについても、こういう場でご意見を頂戴したいと思います。

そのほかにも、本日もいろいろとご意見をいただきまして、一つ一つ、手続にしても、何にしても、細かい部分もございまして、細かくてもわかりにくいというのは問題であります。そういう意味で、まち場でも出ているような細かい意見、あるいは将来どうするのだろうという大きな意見、それを含めて、この場でご開陳いただけますと、私どもにとりましても、本当に勉強になりますので、これからは遠慮なく、この場あるいは別な形で事務局に直接でも構いませんので、ご意見を頂戴できればと思っています。

あと半年で児童相談所が実質的に開設しますので、くれぐれもそれをお願い申し上げまして、私からの御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

長島副会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から今後の日程につきまして、連絡をお願いいたします。

伊藤子育て支援課長 本日はさまざまなご意見、ご要望をいただきまして、ありがとうございました。

次回におきましては、11月を予定してございます。是非またご出席のほうをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

長島副会長 どうもありがとうございました。

本日、丸島委員が欠席ということで司会をさせていただきました。皆様のご協力が無事に終了いたしました。たくさんのご質問、ご意見をいただき、本当に感謝しております。

以上をもちまして、令和元年度第1回荒川区子ども・子育て会議を終了いたします。どうもありがとうございました。